

令和元年度児童相談員の採用募集要項

奈良県教育委員会事務局
生徒指導支援室

1 事業の趣旨

いじめ問題等の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を図るため、「児童相談員」を配置することにより、児童がいじめ被害等様々な悩みについて相談しやすい環境を学校内に作り出し、学校の生徒指導体制のより一層の充実・強化を図る。

2 応募資格

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれにも該当しない者であること
- (2) 任用期間中に満66歳に達しない者
- (3) 次の各号のいずれかに該当する者であること
 - ア 教職経験者
 - イ 教員志望者
 - ウ 地域の青少年指導者
 - エ カウンセリング業務経験者
 - オ 児童の健全育成に関心があり、学校の生徒指導に積極的に協力できる者

3 募集人数

1名（香芝市の公立小学校に配置）

4 任用期間

令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

5 勤務条件等

- (1) 職名は「児童相談員」とする。
- (2) 勤務は1校週3日以内、1日4時間以内を原則とし、任用期間内188時間を最大とする。
- (3) 休日は土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び勤務校の夏期・冬期・春期休業期間を原則とする。
- (4) 報酬は1時間当たり880円（昇給なし）とし、当該勤務を行った月に属する月分を翌月に支給する。また、一定の要件を充たす（勤務した日が月10日以上かつ片道2km以上で、通勤のため交通機関を利用し、その運賃を負担する場合等）場合、通勤手当（上限 540円/日）を支給する。なお、賞与及び退職手当はない。
- (5) 労働者災害補償保険（労災）に加入する。

6 業務内容

学校の教職員と連携して、児童の相談相手となる。また、いじめ問題等の未然防止や早期発見、再発防止のため教職員と協働して、校内の児童の行動観察を行う。

詳細については、各所属長が定める。

7 服務等

- (1) 相談員の服務については、奈良県教育委員会「嘱託職員取扱要綱」に準ずるものとし、地方公務員法等を適用する。
- (2) 相談員の服務については、配置校を所管する市町村教育委員会の定めるところによるほか、必要な事項は、所属長が、奈良県教育委員会教育長と協議の上定める。
- (3) この事業の雇用形態は「非常勤嘱託職員」であるため、地方公務員法第38条の規定による営利企業等の従事制限等が適用されず、他の職と兼務することが可能である。

8 応募について

(1) 応募期間

令和元年10月15日（火）～ 令和元年10月25日（金）

(2) 応募方法

応募書類を下記まで郵送するか、持参する。郵送する場合は、封筒に「児童相談員応募」と朱書し、令和元年10月25日（金）までに下記宛必着のこと。持参する場合は、9時から17時までとする。

〒636-0343 奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1
奈良県立教育研究所内
奈良県教育委員会事務局 生徒指導支援室 教育相談係

(3) 応募書類

ア 志願調書（所定のものとする。奈良県教育委員会事務局 生徒指導支援室Webページからダウンロードが可能である。なお、奈良県教育委員会事務局 生徒指導支援室 教育相談係でも配付できる。）

イ 結果通知用封筒（長3封筒〈120mm×235mm〉の表面に本人の住所・氏名を記載し、84円切手を貼ったもの）

9 選考について

(1) 選考方法 書類審査及び面接試験（1人20分程度）により選考する。

(2) 面接日 令和元年10月28日（月）

(3) 面接会場

奈良県立教育研究所
〒636-0343 奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1

※ 面接日時等の詳細は、電話で連絡する。

10 選考結果の通知

面接実施後数日以内に、受験者全員に対し結果通知を発送する予定。なお、電話による合否照会には応じない。

11 補充任用候補者の補充任用候補者名簿への登録

不合格者のうち成績上位者は、補充任用候補者として名簿に登録する。この名簿の有効期間は、選考通知日から令和2年3月31日までとし、欠員が生じた場合に、当該名簿から任用するものであり、採用が保証されているものではない。

12 問い合わせ先

奈良県教育委員会事務局 生徒指導支援室 教育相談係
TEL 0744-33-8904